

追加受付

令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

三豊市

注意事項

三豊市へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

●今回の追加申請の対象は以下に該当する事業者です。

- ①令和7・8年度測量建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、新たな業種の追加または営業所の追加及び委任先の変更をしようとする事業者

●この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。

●入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年6月1日～令和9年5月31日）です。

※入札参加資格者名簿の登載により、必ず指名されるとは限りません。

●複数の営業所から申請する場合は、本店からの一括申請となります。

●三豊市では、入札参加資格者名簿を三豊市HP（→ 事業者向け情報 → 入札・契約 → 入札参加資格者名簿）で公表しています。

※令和8年度入札参加資格者名簿についても、上記市HPで令和8年6月1日に公表します。個別に通知はいたしません。

●原則、年度途中での委任先の変更は認めません。

●提出書類に不足、不備等があった者については後日連絡いたします。その場合、書類の修正・差替えをお願いする場合がありますのでご了承ください。

申請方法等

1 提出方法（県内業者・県外業者共通）

- 中間年の資格審査では、電子申請は利用できませんので、申請書類を記入の上、下記の受付先に郵送により提出してください。
- 封筒の表面には「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留、簡易書留又はレターパックにより送付してください。
- 受領書（三豊市において作成します。）が必要な場合は、110円切手を貼付した返信用封筒（定形郵便物の条件を満たす封筒）を必ず同封してください。
- ※すべての事業者に対して、原則郵送による受付とします。ただし、やむを得ず持参する場合も受付可としますが、対面での審査は行わず、受領のみとします。

提出部数	1部
提出要領	<ul style="list-style-type: none">・次頁「3 提出書類」の表に掲げる順番に重ねてください。・写しで提出できる書類は、必ずA4判に統一。・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の白紙に貼付。大きい場合は折り込み。 <p>★提出書類はスキャンし電子化して保管しますので、ホッチキス留めせずにそのまま重ねて角2封筒やレターパックに入れて提出してください。</p> <p>【フラットファイルは不要】</p>

2 受付期間・受付先（県内業者・県外業者共通）

受付期間(閉庁日を除く。)	受付先
令和8年1月13日(火)～1月30日(金) <u>※令和8年1月30日(金)必着とします。</u>	〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1 三豊市総務部管財課 入札・契約係

- 受付期間を厳守してください。
- 書類に不備がないか事前に十分ご確認ください。

3 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

提出書類		注意事項			
○ チェックリスト	必要書類を確認し、該当欄に✓をつけてください。				
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	入札参加資格審査申請書	本店での登録	指定様式	記入例参照【様式1】	
		委任先設定業者		記入例参照（営業所申請する場合は、営業所情報を記載） 【様式2（その1及びその2）】	
	経営規模等総括表			記入例参照	
	希望業務等総括表			記入例参照	
	技術職員総括表 (資格別人数)			記入例参照 作成基準日：令和7年12月1日現在	
	委任状（原本）			委任する営業所がある場合のみ添付。	
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬		納税証明書等（写しでも可）★	<ul style="list-style-type: none"> 次頁で指定するもの 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの 		
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬		測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分の写し。提出日を余白に記入すること） (いわゆる現況報告書)	<p>測量業者の登録を受けている者 ※申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。</p> <p>建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者</p> <p>・⑦、⑧に登録のない場合は⑨～⑪を提出 (⑩は様式集の業務経歴書により作成) ・⑨は申請日前3ヶ月以内に証明されたものに限る。</p>		
⑫ ⑬		登録証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。） 測量業者については、⑦測量法第55条の8の規定に基づく書類を提出する場合は省略可能です。 いずれも申請日前3ヶ月以内に証明されたものに限る。 		
⑬		誓約書 指定様式	指定の様式に、本社・本店の住所、商号又は名称、代表者役職氏名、押印で作成のうえ提出すること。		

★ 必要な納税証明書等（写しでも可）

	対象	税の区分	証明書の種類
Ⓐ	すべての業者	・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
Ⓑ	香川県内かつ三豊市外に営業所がある業者 Ⓐに加えて右欄に示す書類が必要	香川県税（すべての税目）	未納の税額がない旨の証明書
Ⓒ	三豊市内に本店がある業者 ⒶⒷに加えて右欄に示す書類が必要	三豊市税（すべての税目）	未納の税額がない旨の証明書
Ⓓ	三豊市外に本店があり、三豊市内に支店等がある業者 ⒶⒷに加えて右欄に示す書類が必要	三豊市税（法人市民税）	三豊市内の支店等の営業証明書及び三豊市に対する法人市民税の申告書の写し

＜備考＞

- 1) 市税の各種証明書（未納の税額がない旨の証明書等）の発行を請求するには、法人等の代表者印及び窓口に来られる方の本人確認（運転免許証等写真が貼付された書類の提示）が必要です。また、交付手数料として1通につき300円必要となります。
- 2) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。
- 3) Ⓐはe-Taxにて取得できる電子納税証明書のPDFを印刷したものでも可。
- 4) Ⓓは対象の業者に対し、三豊市税務課へ営業所等の設立の届出がなされ、法人市民税の申告が適正に行われているかを確認するため提出いただきます。なお、内容により、詳細を確認することがあります。

○市納税証明書等発行の受付窓口（土、日、祝日を除く8時30分～17時15分）

担当窓口	住所	電話番号
三豊市市民環境部税務課	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	0875-73-3006

★ 必要書類の確認について（県内業者・県外業者共通）

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。
(下表参照。建築を除く)

申請業種	登録がある業者（A）	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）写し ■国土交通省の受付印は不要 ■提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式 (建設コンサルタント登録規程)	・⑨商業登記簿謄本（写し） ・⑩業務経歴書 (申請する業種ごとに必要) ・⑪財務諸表 (複数業種を申請する場合でも1部で可)
地質	現況報告書一式 (地質コンサルタント登録規程)	
補償	現況報告書一式 (補償コンサルタント登録規程)	

注：「建築」を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めが無いため、登録の有無にかかわらず⑨、⑩、⑪の書類が必要です。

2. 上記（A）の業者が、4業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑨⑪は不要ですが、建築の⑩業務経歴書は提出してください。

【問い合わせ先】

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市総務部管財課 入札・契約係 TEL 0875-73-3003
三豊市HP（URL <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>）